

ご紹介案件を対応頂く際の各法令の順守につきまして

パートナー店各位

いつも大変お世話になっております。

日ごろより弊社生活救急車紹介サービスへのご理解とご協力、まことにありがとうございます。
本サービスのお客様対応に関わる各種法令についてご案内いたします。

パートナー店の皆様におかれましては、パートナー店様自社のご対応はもとより、弊社よりご紹介のお客様対応につきましても、関係する各法令を順守し問題なく対処いただけているものと存じますが、改めて以下のご確認とご対応を従業員様含めお願いいたします。

■関係する法令（抜粋）

【特定商取引に関する法律】

事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。
具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めています。

パートナー店様と弊社間での案件紹介に関する契約（紹介サービス利用規約に基づく契約）では、特定商取引に関する法律に沿ったお客様対応が必要です。

今一度パートナー店様の事業の運営には、従業員様含め特定商取引に関する法律を順守いただきますようお願いいたします。

なお、クーリング・オフに関わる法定書面は従前より「パートナー店サイト」に保存されておりますので、引き続きこちらをご利用ください。

保存場所：トップページ > 生活救急車共通 > クーリング・オフについて（最下部）

https://jbr-partner.net/00_all/data/coolingoff.pdf

※パートナー店様自社仕様の法定書面をもって運用されている場合は、この限りではありません。

参考①：消費者庁啓蒙チラシ

「暮らしのレスキューサービスに関する悪徳商法にご注意！」

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_210831_02.pdf

参考②：特定商取引法とは

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/>

参考③：訪問販売

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/doortodoorsales/>

参考④：通信販売

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/mailorder/>

参考⑤：訪問販売等の適用除外に関する Q&A

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/exclusion.html>

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

廃棄物の排出を抑制し、適切な処理方法等を定めた法律です。

参考：環境省 HP

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/laws.html>

【個人情報の保護に関する法律】

取り扱うお客様の個人情報は適切な管理／利用等を定めた法律です。

参考：総務省 HP

https://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/kojin_jyouhou/index.html

上記は関係する法令の一部となりますが、その他の法令を含めて順守し、当社よりご紹介のお客様対応をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。